

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表十二(十七) 平成十四・四・一以後終了事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首現在額	15	円	
発電を開始した日	2	昭平	当期	解体費用を支出した場合の取崩額	16	
当期積立額	3			同上以外の場合による準備金取崩額	17	
積立限度額	累積発電電力量	4	繰越	計	18	
	当期末までの発電量	5				
	割合 ($\frac{5}{4}$) (小数点以下4位未満切上げ)	6		当期積立額	(3)	19
の計算	当期末の解体費用見積額	7	額の算計	差引期末現在額	(15)-(18)+(19) 20	
	当期の累積限度額 (7) × $\frac{90}{100}$ × (6)	8		減	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	21
	前期の累積限度額 (前期の(8)の金額)	9		算	当期中において益金の額に算入すべき金額	22
	積立限度額 (8)-(9)	10		算	積立限度超過額 (11)	23
積立限度超過額 (3)-(10), ((3)-(6)) 又は ((3)-(7))	11		計	差引原子力発電施設解体準備金 (20)-(21)-(22)-(23)	24	
累過積限の度計超算	差引原子力発電施設解体準備金 24	12	算	累積限度超過額 (13)	25	
限度超過額合計 (11)+(13)	14			期末原子力発電施設解体準備金 (24)-(25)	26	

経過措置の適用がある場合の積立限度額の計算

改正事業年度	累積発電電力量	27	改正事業年度	当期末の累積限度額 (8)	32	円	
	前期末までの発電量	28		30 と 31 のうち多い金額	33		
	割合 ($\frac{28}{27}$) (小数点以下4位未満切上げ)	29		積立限度額 (32)-(33) (マイナスの場合は0)	34		
	事業年度	平成12度改正政令附則第14条第1項第1号に規定する累積限度額 (7) × $\frac{90}{100}$ × (29)	30	改後の事業年度	当期末の累積限度額 (8)	35	
		前期から繰り越された原子力発電施設解体準備金 (15)-(18)-(21)-(22)	31		改正事業年度繰越準備金 (改正事業年度の31)の金額)	36	
					積立限度額 (35)-(36) (マイナスの場合は0)	37	

別表十二（十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で電気事業法第2条第1項第1号《定義》に規定する一般電気事業又は同項第3号に規定する卸電気事業を営むものが、措置法第57条の4《原子力発電施設解体準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「積立限度超過額
((3)-(10)、(3)-(34) 又は ((3)-(37))¹¹」は、当期が平成12年改正措置法令附則第14条第1項又は第2項《原子力発電施設解体準備金に関する経過措置》（以下「経過措置」といいます。）の適用を受ける同条第1項に規定する改正事業年度である場合には「((3)-(10))、」及び「又は ((3)-(37))」を消し、経過措置の適用を受ける改正事業年度後の事業年度である場合には「((3)-(10)、(3)-(34) 又は」を消し、経過措置の適用を受けない事業年度である場合には「、((3)-(34) 又は ((3)-(37))」を消して記載します。
- 3 「経過措置の適用がある場合の積立限度額の計算」の各欄は、経過措置の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「累積限度超過額の計算」の各欄は、記載を要しません。